■灾気笙の笞珥のポノント

■ 空 豕 寺 の 官 埋 の 示 イ ン ト ※ 作 業 後 は 鍵 の か け 忘 れ に 注 意 し ま し ょ う			
	作業項目	作 業 内 容	注意点
内部	通風・換気 (60 分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クロー ゼット)の開放、換気扇の運転	できるだけ 頻繁に行い ましょう
	通水 (3 分程度)	各蛇口の通水、各排水溝口に水を流す ※水道を止めている場合は、各所に 1兆程の水を注入する	
	清掃	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物管理	郵便受け、玄関への郵便物・配布物の 整理	近所迷惑に ならな入り うに念いま しょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草抜き 植栽の手入れ	除草・越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定・消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないか確認	大雨や台風、 地震の後は 必ず点検し ましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところがないか確認	
	設備の傷み	水漏れなどないか確認	

■空き家情報バンク利用の流れ ※番号は契約までの流れを表示

鳥取市 空き家バンク

■解体後の土地を売却して解体費 用を賄うことも一つの方法です。

建物の状態や周辺

の商品を取り扱っている金融機関 人は、金融機関へご相談くださ

指導課までご相談ください。 地域で対応が困難な場合は、 有者などへ連絡をお願いします。 ていない空家等がある場合は、 お住い の地域に適切に管理され 建築 所

ります。 執行」 ※「代執行」は 金の軽減)が除外されます。 固定資産税の住宅用地の特例 告」、「命令」を行 定されると、 な状態である 5月に施行されました。 ある場合に行います。 た危険があるなど特殊な事情 思が全くなく、 の措置が取られる場合もあ また、 「助言又は指導」、「勧 「特定空家等」 「命令」 「勧告」されると、 い、最終的には「代 かつ、 差し迫 に従う意 特に危険 に指 (税 つ

ならず、 れると、

倒壊や屋根などの建材の敷地内の雑草の繁茂のみ

なぜ空家等が問題なのか

いよう適切に管理しましょう。 で家は個人の財産です。所有者または管理されている人の責任で近隣住民や通行人などに損害を与えなることから、多くの苦情や相談が寄せられています。 鳥取市においても、適切に管理されず放置されている空家が年々増加し、周囲の環境に悪影響を与えてい鳥取市においても、適切に管理されず放置されている空家が年々増加し、周囲の環境に悪影響を与えてい

適切な管理がされないで放置さ

飛散事故、

害虫・鳥獣などの発生

に繋がります。

また、

老朽化が進

空家等の適切な管理を!!

に

ない 償などの責任を負わなけ えたときは、 とが原因で、 空家等の管理が不適切であるこ 場合もあります。 所有者などが損害賠 人や財産に損害を与 所有者は、 ればな 5

生命、

身体、

財産を保護

別措置法」は、

適切な管理が行わ

「空家等対策の推進に関する特

れていない空家等から地域住民の

特別措置法とは空家等対策の推進に関する

えられます。

の生活に悪影響を及ぼすことが考

み危険な状態となると、

周辺住民

環境の保全を図るとともに、

等の活用促進を目的に、

平成27年

空家 生活

> 先を伝えて、連絡を取れるように ので、 事業者が行う空家管理サ ける場合は、 しておくなどの対応も必要です。 引っ越しや相続で長期間家を空 の利用も 隣近所や町内会などに連絡 万が一のこともある つの方法です。 -ビス (有

適切な管理をお願い

します。

民間

不具合がある箇所は修繕するなど、

空家等を管理できない場合は

選択肢です。 で登録受付 備課 (間 0857 る場合もあります。 に登録することで、 使い道がなく利用可能な空家等 ついては、 ください。 して 「空き家情報バンク」 売却や賃貸も一つの いますので、 利活用に繋が 中心市街地整

ましょう。 老朽化して今後住む予定もない 空家等は、 解体について検討

ります。 予想されます。複数の業者に見積 道路の状況などにより大きく変わ もりを依頼しましょう。 解体費用は、 費用も高額になることが

その他、 空き家解体ロ ・ンなど

家等」

と表記してい

空き家 ①物件の 登録申込み ⑥空家情報 の提供 情報バンク 鳥取市 中心市街地整備課 ⑤物件登録の 完了 ⑦閲覧。 問い合わせ 登録希望物件についての 調査実施・情報共有 空家所有者(売主・貸主) 空 SUMOU TOTTORE NET ②現地調査 利 用 鳥取県宅地建物取引業協会 ③不動産業者 希 東部支部 募集状況の お知らせ 望 不動産業者の募集 者 仲介契約報告 物件契約締結の報告 ④仲介契約 ⑦問い合わせ 不動産業者 • 見学 締結 8物件交涉 ⑧物件交渉

⑨契約

空家 (空き家) 等とは

理するものは除きます。国や地方公共団体が所有・管のことをいいます。ただし、のことをいいます。ただし、のことをいいます。ただし、通じて居住や使用などされて通じて居住やで開などされて ※「空家等対策の推進に関す し、地 管 てを る

特別措置法」 に基づき *ます。 空

等の適切な管理をお

問い合わせ先

本庁舎建築指導課

0857-0-3282

0857

20-3059

社会的な問題になっています。